新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

	(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。
改正後	改 正 前
目 次	目 次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則	(
(省略)	(同左)
第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合	第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合
第3条 ((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係	第3条 ((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係
$3-1 \sim 3-3$ (省略)	$3-1 \sim 3-3$ (同左)
〔保険金関係〕	〔保険金関係〕
(削除)	<u>3-4</u> <u>生命保険契約の範囲</u>
3-4 法施行令第1条の2第1項に含まれる契約	(新設)
(削除)	<u>3-5</u> <u>損害保険契約の範囲</u>
3-5 法施行令第1条の2第2項に含まれる契約	(新設)
$3-6 \sim 3-17$ (省略)	$3-6 \sim 3-17$ (同左)
〔退職手当金関係〕	〔退職手当金関係〕
$3-18\sim 3-33$ (省略)	$3-18\sim 3-33$ (同左)
〔生命保険契約に関する権利関係〕	〔生命保険契約に関する権利関係〕
$3-34\sim 3-39$ (省略)	$3-34\sim 3-39$ (省略)
[定期金に関する権利関係]	〔定期金に関する権利関係〕
$3-40\sim 3-48$ (省略)	$3-40\sim3-48$ (同左)
第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係	第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係
(省略)	(同左)

改 正 後	改正前
第5条((贈与により取得したものとみなす場合))関係	第5条((贈与により取得したものとみなす場合))関係
(省略)	(同左)
第6条((贈与により取得したものとみなす定期金))関係	第6条((贈与により取得したものとみなす定期金))関係
(省略)	(同左)
第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係	第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係
(省略)	(同左)
第8条((免除等を受けた債務))関係(省略)	第8条((免除等を受けた債務))関係 (同左)
第9条((その他の利益の享受))関係	第9条((その他の利益の享受))関係
(省略)	(同左)
第3節 信託に関する特例 (省略)	第3節 信託に関する特例 (同左)
第4節 財産の所在	第4節 財産の所在
(省略)	(同左)
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
(省略)	(同左)
第3章 財産の評価	第3章 財産の評価
第23条((地上権及び永小作権の評価))関係	第23条 ((地上権及び永小作権の評価))関係
(省略)	(同左)
第24条((定期金に関する評価))関係 24-1 (省略) (削除)	第24条((定期金に関する評価))関係 24-1 (同左) 24-2 終身定期金の評価における年齢の計算

改 正 後	改正前
24-2 (省略)	24-3 (同左)
<u>24-3</u> <u>解約返戻金の金額</u>	(新設)
24-4 解約返戻金の金額等がない場合	(新設)
<u>第25条関係</u>	(新設)
25-1 解約返戻金の金額	(新設)
第26条((立木の評価))関係	第26条((立木の評価))関係
(省略)	(同左)
第4章 申告及び納付	第4章 申告及び納付
(省略)	(同左)
第5章 更正及び決定	第5章 更正及び決定
(省略)	(同左)
第6章 延納及び物納	第6章 延納及び物納
(省略)	(同左)
第7章 雑則	第7章 雑則
(省略)	(同左)
(附則)	(附則)
(経過的取扱い)	(経過的取扱い)

改 正 後	改 正 前
第1章 総則	第 1 章 総則
[第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係]	[第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係]
(農地等の贈与による財産の取得の時期) 1の3・1の4共-10・・・の贈与又は同項 <u>第6号</u> の規定による・・・	(農地等の贈与による財産の取得の時期) 1の3・1の4共-10・・・の贈与又は同項 <u>第3号</u> の規定による・・・
第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合	第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合
[第3条 ((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係]	[第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係]
〔保険金関係〕	〔保険金関係〕
(削除)	(生命保険契約の範囲) 3-4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。 (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第3項((定義))に規定する生命保険会社、同条第6項に規定する外国保険業者、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第18項に規定する少額短期保険業者と締結した生命保険契約(2) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)第2条((法律の廃止))により廃止された簡易生命保険法の規定により締結された同法第3条((政府保証))に規定する簡易生命保険契約。ただし、簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成2年法律第50号)附則第3条((郵便年金法の廃止))により廃止された郵便年金法の規定により締結された年金契約を除く。(3) 相続税法施行令(昭和25年政令第71号。以下「法施行令」という。)第1条の2第1項各号に掲げる契約
(法施行令第1条の2第1項に含まれる契約)3-4相続税法施行令(昭和25年政令第71号。以下「法施行令」という。)第1条の2第1項第1号に規定する保険契約及び同項第3号に規定する契約には、同項第1号又は	(新設)

第3号に掲げる者と締結した保険法(平成20年法律第56号)第2条第9号((定義))に規定する傷害疾病定額保険契約(以下3-5において同じ。)が含まれることに留意する。

改 正 後	改 正 前
(削除)	(損害保険契約の範囲) 3-5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。 (1) 保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第6項に規定する外国保 険業者、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同条第18項に規定する少 額短期保険業者と締結した損害保険契約 (2) 法施行令第1条の2第2項各号に掲げる契約
(法施行令第1条の2第2項に含まれる契約) 3-5 法施行令第1条の2第2項第1号に規定する保険契約及び同項第2号に規定する契約には、同項第1号又は第2号に掲げる者と締結した傷害疾病定額保険契約が含まれることに留意する。	(新設)
(養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合) 3-15 ・・・ (1) ・・・ イ ・・・ ロ ・・・ (注) イ及びロの年金の受給権の評価については、24-2参照。 (2) ・・・	(養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合) 3-15 ・・・ (1) ・・・ イ ・・・ ロ ・・・ (注) イ及び口の年金の受給権の評価については、24-3参照。 (2) ・・・
[退職手当金関係]	[退職手当金関係]
(退職手当金等に該当しないもの) 3-23 · · · (1) · · · (2) · · · (3) · · · (4) · · · (5) · · · (6) · · · (7) · · ·	(退職手当金等に該当しないもの) 3-23 · · · (1) · · · (2) · · · (3) · · · (4) · · · (5) · · · (6) · · · (7) · · ·

改 正 後	改正前
(8) 船員保険法(昭和14年法律第73号) <u>第72条 ((葬祭料))</u> に規定する葬祭料	(8) 船員保険法(昭和14年法律第73号) <u>第50条の9((葬祭料の支給))</u> に規定する葬
(0)	祭料 (2)
(9) • • •	(9) • • •
(10) • • •	(10) • • •
(11) • • •	(11) • • •
(12) • • •	(12) • • •
かっキ =用エン/IT-トセ エント☆ エン イン ト☆ ロン	かっき =用エヒ/IT-kg エヒ; T-kg T-kg
第2章 課税価格、税率及び控除 	第2章 課税価格、税率及び控除
第1節 相続税	第1節 相続税
[第19条の4((障害者控除))関係]	[第19条の4((障害者控除))関係]
(一般障害者の範囲)	(一般障害者の範囲)
19 <i>o</i> 4 – 1 · · ·	190 4 - 1 • • •
(1) ・・・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) <u>第9</u>	(1) ・・・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) <u>第12</u>
条第5項((更生援護の実施者))に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下 <u>19</u>	条第1項((知的障害者更生相談所))に規定する知的障害者更生相談所をいう。以
<u>の4-2まで</u> において同じ。)、精神保健福祉センター・・・	下 <u>次項</u> において同じ。)、精神保健福祉センター・・・
(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項((精神障害者保健福	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条第
祉手帳))・・・	2項((精神障害者保健福祉手帳))・・・
(3) • • •	(3) • • •
(4) • • •	(4) • • •
(5) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に <u>掲げる者に準ずるもの</u> として市	(5) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特
町村長又は特別区の区長・・・	別区の区長・・・
(6) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市	(6) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として福祉事務所の長
<u>町村長等の</u> 認定を受けている者	<u>の</u> 認定を受けている者
(特別障害者の範囲)	(特別障害者の範囲)
190 4 - 2 • • •	190 4 - 2 · · ·
(1) • • •	(1) • • •

改 正 後	改正前
(2) • • •	(2) • • •
(3) • • •	(3) • • •
(4) • • •	(4) • • •
(5) • • •	(5) • • •
(6) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市	(6) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に <u>準ずる者</u> として市町村長等の認
町村長等の認定を受けている者	定を受けている者
(7) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市	(7) ・・・精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に <u>準ずる者</u> として市町村長等の認
町村長等の認定を受けている者	定を受けている者
(障害者控除額の計算例)	(障害者控除額の計算例)
190 4 - 4 • • •	190 4 - 4 • • •
$\{12万円× (85-Y) + 6万円× (Y-X) \} - A$	$\{12万円× (70-Y) + 6万円× (Y-X) \} - A$
(注)・・・	(注)・・・
第2節 贈与税	第2節 贈与税
[第21条の2((贈与税の課税価格))関係]	[第21条の2((贈与税の課税価格))関係]
(贈与税の課税価格の端数処理)	(贈与税の課税価格の端数処理)
21002-5 · · ·	21002-5 · · ·
(1) • • •	
(注) ・・・法第21条の6第1項、第21条の12第1項 <u>及び</u> 措置法第70条の2の2第1項	(注) ・・・法第21条の6第1項、第21条の12第1項 <u>、</u> 措置法第70条の2の2第1項 <u>及</u>
の規定による控除後の額であることに留意する。	<u>び第70条の3の2第1項</u> の規定による控除後の額であることに留意する。
[第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係]	[第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係]
(「半試計会の体質」等の音差)	(「坐法財産の無額」等の音差)
(「当該財産の価額」等の意義)	(「当該財産の価額」等の意義)
21の8-3 ・・・相続時精算課税においては <u>法第21条の12第1項</u> に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。	21の8-3・・・相続時精算課税においては措置法第70条の3の2第2項に規定する住
VJ空財刑VJ目該別性VJЩ領をV17もVJとする。	<u>宅資金特別控除額及び法第21条の12第1項</u> に規定する特別控除額の控除前の当該財産
	の価額をいうものとする。

	<u> </u>
改 正 後	改正前
第3節 相続時精算課税	第3節 相続時精算課税
 [第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係] 	[第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係]
(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)	(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)
21 <i>o</i> 15 – 1 · · · ·	210015-1
(注) ・・・贈与税の特別控除の金額に相当する金額 <u>及び所得税法等の一部を改正する</u>	(注)・・・贈与税の特別控除の金額に相当する金額及び措置法第70条の3の2第2項
法律(平成22年法律第6号)により廃止された措置法第70条の3の2第2項に規定	に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額・・・
する住宅資金特別控除額に相当する金額・・・	
第3章 財産の評価	第3章 財産の評価
[第24条((定期金に関する評価))関係]	[第24条((定期金に関する評価))関係]
(「定期金給付契約に関する権利」の意義)	(「定期金給付契約に関する権利」の意義)
24-1 •••	24-1
(注) <u>法第24条の規定の適用に当たっては、評価基本通達第8章第3節((定期金に</u> 関する権利))の定めに留意する。	
(削除)	(終身定期金の評価における年齢の計算)
	24-2 法第24条第1項第3号に規定する「権利の取得の時における年令」は、例え
	ば、生後N年を1日でも超えるときはN歳を超えることになるのであるから留意す
	<u> 3.</u>
(年金により支払を受ける生命保険金等の額)	(年金により支払を受ける生命保険金等の額)
24-2 ・・・法第24条の規定により計算した金額による。	24-3 ・・・法第24条の規定により計算した金額による。ただし、当該保険金又は
なお、一時金で支払又は支給を受ける生命保険契約若しくは損害保険契約に係る保険	退職手当金等を選択により一時金で支払若しくは支給を受けた場合又は当該一時
金又は退職手当金等の額は、当該一時金の額を分割の方法により利息を付して支払又は	金の額を分割の方法により利息を付して支払若しくは支給を受ける場合には、当該
支給を受ける場合であっても当該一時金の額であることに留意する。	一時金の額による。
<u>(解約返戻金の金額)</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
24-3 法第24条第1項第1号イ、同項第2号イ及び同項第3号イに規定する解約返戻金	
の金額は、定期金給付契約に関する権利を取得した時において定期金給付契約を解約す	
<u>るとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、当該解約返戻金とともに支払われ</u>	
<u>ることとなる剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金</u>	
額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減	
<u>算した金額をいうことに留意する。</u>	
(解約返戻金の金額等がない場合)	(新設)
24-4 法第24条第1項第1号に規定する有期定期金の評価に当たって、次に掲げる場合	
に該当するときは、それぞれに掲げる金額により評価することに留意する。	
(1) 同号イに規定する解約返戻金の金額がない場合	
同号ロ又はハに掲げる金額のうちいずれか多い金額による。	
(2) 同号口に規定する一時金の金額がない場合	
同号イ又はハに掲げる金額のうちいずれか多い金額による。	
(3) 同号イに規定する解約返戻金の金額及び同号口に掲げる一時金の金額がない場合	
同号ハの金額による。	
(注) <u>同項第2号及び第3号の規定の適用に当たっても同様であることに留意する。</u>	
[第25条関係]	(新設)
(解約返戻金の金額)	(新設)
<u>25-1</u> <u>法第25条第2号に規定する解約返戻金の金額については、24-3((解約返戻金の</u>	
金額))を準用する。	
(注) <u>法第25条の規定の適用に当たっては、評価基本通達第8章第3節((定期金に</u>	
関する権利))の定めに留意する。	